

京都市農業委員会告示第2号

平成21年12月15日京都市農業委員会告示第8号（農地法に基づく面積の決定等）の一部を次のように改めます。

平成30年7月26日

京都市農業委員会会長 中村 安良

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定める別段の面積のうち、右京区京北下黒田町における面積を30アールから10アールに改正します。

(京都市農業委員会事務局)